

災害義援金の追加配分を実施しています

平成 24 年 9 月開催の宮城県災害義援金配分委員会及び仙台市災害義援金配分委員会において決定された義援金の追加配分を、平成 24 年 10 月 15 日から実施しています（平成 24 年 10 月中に振込みを完了する予定です）。今回の追加配分の対象は、下表の網掛け部分です。

なお、すでに「東日本大震災災害義援金申請書」を提出いただいている方については、今回の追加配分に際し、新たな申請は必要ありません。

【配分対象及び金額】

（単位：万円）

区分	配分対象	配分額						
		合計	内訳					
			4 団体		宮城県		仙台市	
			1~3次計	4次	1~2次計	3次	1~2次計	3次
A	死亡・行方不明者のいる世帯	115	95	5	15	—	—	—
B	住家が全壊（焼）の世帯	107	85	7	15	—	—	—
	津波浸水区域の場合	+40	20	7	—	3	10	—
	うち、仮設住宅未利用の場合	+10	10	—	—	—	—	—
C	住家が大規模半壊の世帯	80	65	5	10	—	—	—
	津波浸水区域の場合	+17	10	4	—	3	—	—
	うち、仮設住宅未利用の場合	+10	10	—	—	—	—	—
D	住家が半壊（焼）の世帯	53	45	3	5	—	—	—
	津波浸水区域の場合	+9	5	2	—	2	—	—
E	被災日時点で母子・父子世帯であり、住家に半壊以上の被害を受けた世帯	30	10	—	20	—	—	—
F	被災日時点で要介護3～5の方を在宅介護されている、又は、重度障害児・者が在宅している世帯であり、住家に大規模半壊以上の被害を受けた世帯	20	—	—	—	—	20	—
G	平成23年度に小学校又は中学校に新入学した児童・生徒がいる世帯であり、住家に大規模半壊以上の被害を受けた世帯	10	—	—	—	—	10	—
H	災害障害見舞金を支給された方	20	10	—	10	—	—	—
I	震災でご両親を亡くされた未成年者	230	—	—	50	—	100	80
J	震災でご両親のいずれか一方を亡くされた未成年者	90	—	—	—	—	50	40
K	震災に起因する理由により配偶者が死亡したため母子・父子世帯となった世帯	30	10	—	20	—	—	—
L	震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者・障害者施設に、被災日時点で入所していた方	20	10	—	10	—	—	—

※1 表中の「4団体」は、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団です。

※2 表中の「1次」は義援金の「第1次配分」、「2次」は「第2次配分」、「3次」は「第3次配分」、「4次」は「第4次配分」をそれぞれ表しています。

【担当】 仙台市健康福祉局健康福祉部社会課分室

【問合せ先】 義援金等相談ダイヤル 電話番号 022-214-8488（平日 9時00分～17時00分）